

令和 5 年 3 月 2 4 日

「令和 4 年度包括外部監査結果報告書」の概要

熊本県包括外部監査人
本吉 幸雄

テーマ：公有財産に係る財務事務の執行及び管理について

第 1 包括外部監査の概要（本文 1 ページ～ 3 ページ）

1. 特定の事件の選定理由

熊本県では、県有財産の取得、管理、処分について、平成 25 年 3 月にファシリティマネジメント¹の考え方を取り入れ、「経営戦略的視点に立った県有財産の管理に関する基本方針～ファシリティマネジメントの推進に向けて～」を策定し、その後、平成 29 年 3 月には、本基本方針を「県が保有する公共施設等を管理し、長寿命化を図るとともに、本県の行動計画を位置付けるもの」とし、「熊本県公共施設等総合管理計画」として改訂した。

一方で、本県では、平成 28 年に熊本地震が、令和 2 年 7 月には豪雨災害が発生し、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興プラン」に基づき 2 つの災害からの創造的復興に向けて取り組んでいる。

このような状況の中、本県では平成 30 年度決算から、統一的な基準に基づく新地方公会計制度の導入に伴い、公有財産を適切に管理するという観点から固定資産台帳を整備している。

公有財産の適切な管理をするうえで、固定資産台帳は重要な役割を担っているが、計上すべき金額に付随費用を含んでいるか、公有財産を寄贈された場合や廃棄を行った場合に固定資産台帳へ適時適切に反映されるような体制が整っているか、定期的な現物確認が実施されているかなど、留意すべき点も多いため、その整備及び運用状況の確認が必要と判断した。

また 10 年前の本県の包括外部監査で「公有財産（土地建物）の管理と有効活用について」をテーマとしており、県の措置状況の確認を並行して行うことも有用であると判断した。

¹ ファシリティマネジメント：企業・団体等が保有又は使用する全施設資産およびそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経済活動（公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）定義）

熊本地震に加え、豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の長期化などにより、これまでにない厳しい財政運営が見込まれ、またコロナ禍における新しい生活様式の中においては施設などの公有財産に求められる位置付けの変化も考えられる。

そのため公有財産に係る事務処理が関係法令に照らし適正に執行され、管理運営が適切に行われているかどうか検討するとともに、改めて経済性・効率性・有効性の観点から監査を行うことは有用であると判断し、令和4年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

2. 監査の視点

- ①固定資産台帳が整備され、管理が適切に行われているか
- ②財産の分類、取得年月日、耐用年数、償却方法に問題が無いか
- ③取得価額に付随費用も含まれているか
- ④財産の実物調査が行われているか
- ⑤年度を跨ぐ工事などを実施している場合、建設仮勘定は適切に計上、処理されているか
- ⑥財産の購入、移動、処分及び廃棄は適法になされているか
- ⑦財産は効率的に運用されており、遊休施設、不用品、未使用品は適切に管理されているか

3. 主な監査手続

- ①固定資産台帳の整備運用状況の確認においては、関連法規の確認、事務マニュアル・フローチャートの確認、担当者へのヒアリング、関係書類の閲覧を実施した。また必要に応じて現地視察を実施し、施設の現状及び管理状況の確認を行った。
- ②固定資産台帳から監査対象部署ごと、過去5年以内に取得したものを中心にサンプルを抽出し、固定資産台帳の整備及び運用が適切に行われているかを確認した。
- ③平成24年度の包括外部監査「公有財産（土地建物）の管理と有効活用について」の措置状況の確認においては、担当者へのヒアリング、関係書類の閲覧を実施した。

4. 外部監査の実施期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

実地調査期間：令和4年8月23日から令和4年11月29日まで

第2 監査対象の概要（本文4ページ～15ページ）

1. 公有財産の概要

（1）公有財産の内容及び分類

財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいい（地方自治法第237条第1項）、そのうち、公有財産は次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう（地方自治法第238条第1項）。

- | |
|--|
| 一 不動産 |
| 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 |
| 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物 |
| 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 |
| 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 |
| 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 |
| 七 出資による権利 |
| 八 財産の信託の受益権 |

さらに公有財産は、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産である行政財産と、それ以外の財産である普通財産に分類される（地方自治法第238条第3項、第4項）。

行政財産は、公用財産と公共用財産に分類され、公用財産は、県が事務又は事業執行のため直接使用することを目的とする財産であり、公共用財産は住民の一般的共同利用に供することを目的とする財産である。

普通財産は、行政財産以外の一切の公有財産をいい（地方自治法第238条第4項）、直接特定の行政目的のために使用されるものではなく、その管理処分から生じた収益を地方公共団体の財源に充てることを主な目的とする財産である。普通財産は、貸付、交換、売払、譲与、出資目的、信託、私権の設定ができる点で、行政財産と異なっている。

公有財産の概要を表にしたものが次のとおりである。

公有財産	行政財産	公用財産 (例) 庁舎、議会議事堂、研究所
		公共用財産 (例) 学校、公営住宅、図書館、公園
	普通財産 (例) 職員宿舎、貸付財産、山林	

(2) 熊本県の公有財産の状況

熊本県の保有する公有財産の土地、建物について、熊本県の公有財産表（令和4年3月31日）によれば、以下のとおりである。

1 公有財産総括表

1. 土地建物（総括）

分 類	土 地		建 物	
	筆 数	面積 (㎡)	棟 数	延面積 (㎡)
行 政 財 産	3,386	23,731,396.68	4,318	2,191,532.02
普 通 財 産	3,418	69,973,230.05	710	169,774.75
計	6,804	93,704,626.73	5,028	2,361,306.77

(1) 行政財産

分 類	土 地		建 物	
	筆 数	面積 (㎡)	棟 数	延面積 (㎡)
本 庁 舎	73	106,644.24	22	127,022.96
その他の行政機関 【警察(消防)施設】	300	410,249.07	473	122,651.05
その他の行政機関 【その他の施設】	603	5,071,562.62	878	228,788.50
公 共 用 財 産 【 学 校 】	945	5,826,962.79	2,155	961,806.86
公 共 用 財 産 【 公 営 住 宅 】	254	723,254.38	426	533,337.81
公 共 用 財 産 【その他の施設】	1,211	11,592,723.58	360	217,924.84
計	3,386	23,731,396.68	4,314	2,191,532.02

(2) 普通財産

分 類	土 地		建 物	
	筆 数	面積 (㎡)	棟 数	延面積 (㎡)
職 員 宿 舎 等	298	290,767.90	611	127,454.46
貸 付 財 産	408	2,265,668.64	9	9,286.45
山 林	1,320	64,707,611.77	0	0.00
その他の土地・建物	1,392	2,709,181.74	89	33,033.84
計	3,418	69,973,230.05	709	169,774.75

2 山 林（総括）

区 分	面 積 (㎡)	材 積 (㎡)
所 有	75,279,302.77	1,323,991.05
分 収	30,980,729.60	767,317.33
計	106,260,032.37	2,091,308.38

(1) 行政財産

区 分	面 積 (㎡)	材 積 (㎡)
所 有	10,454,221.00	121,577.25
分 収	805,785.60	11,549.33
計	11,260,006.60	133,126.58

(2) 普通財産

区 分	面 積 (㎡)	材 積 (㎡)
所 有	64,825,081.77	1,202,413.80
分 収	30,174,944.00	755,768.00
計	95,000,025.77	1,958,181.80

3 動 産

行政財産

区 分	数 量	備 考
船 舶	5隻・714.00総トン	
浮 標	0 個	
浮 棧 橋	5 個	
航 空 機	1 機	

4 物 権

(1) 地 上 権

分 類	面 積 (㎡)	備 考
行 政 財 産	812,749.33	
普 通 財 産	30,174,944.00	
計	30,987,693.33	

(2) 地 役 権

分 類	面 積 (㎡)	備 考
普 通 財 産	1,641.00	

5 無体財産権

分 類	区 分	件 数	備 考
行 政 財 産	商標権	2	
普 通 財 産	特許権	35	
〃	著作権	16	
〃	商標権	235	
〃	品種登録	26	
計		314	

6 有価証券

分 類	区 分	金 額 (円)	備 考
普 通 財 産	株券	514,500,000	

7 出資による権利

分 類	区 分	金 額 (円)	備 考
普 通 財 産	出資による権利	37,171,136,962	

2. 熊本県における公有財産事務の概要

熊本県では、公有財産事務に関する取り扱いについては、「熊本県財産条例」（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 23 号）、「熊本県公有財産取扱規則」（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 17 号）及び「公有財産事務の手引き」（財産経営課作成、令和 4 年 7 月最終改訂）などが整備されている。

（1）公有財産事務の手引きの概要

「熊本県財産条例」、「熊本県公有財産取扱規則」を基に作成されたものが「公有財産事務の手引き」であり、財産の概要から不動産登記、公有財産の取得、管理事務、処分、経理などについてフローチャートやチェックリストを用いて詳細に定められ、付録として条例・規則を含め事務運用に必要な通知・通達集が収録されている。熊本県での公有財産事務は、この「公有財産事務の手引き」に基づき運用されており、その概要は次のとおりである。

第 1 章 総則

第 1 節 財産の概要

第 2 節 公有財産事務の概要

第 2 章 公有財産の取得

第 1 節 取得の意義

第 2 節 取得の方法

第 3 節 借用

第 4 節 取得の手続き

第 3 章 公有財産の管理事務

第 1 節 公有財産の適正管理

第 2 節 所管換え、所属替え

第 3 節 用途廃止、用途変更

第 4 節 総務部長への引継ぎ

第 5 節 移築等

第 6 節 行政財産の目的外使用許可

第 7 節 普通財産の貸付け

第 8 節 行政財産の貸付け、地上権、地役権の設定

第 9 節 公の施設

第 4 章 公有財産の処分

第 1 節 処分の意義

第 2 節 処分に際しての留意点

第3節	処分の方法
第4節	用途指定
第5節	処分の手続き
第6節	土地信託
第5章	不動産登記
第1節	不動産登記の概要
第2節	嘱託登記の実務
第6章	公有財産の経理
第1節	経理の意義
第2節	公有財産台帳等の整備
第7章	国有資産等所在市町村交付金
第1節	概要
第2節	根拠
第3節	交付の対象
第4節	事務分担及び予算措置
第5節	交付までの流れ
第8章	火災共済
第1節	概要
第2節	加入物件
第3節	加入・解除の手続き
第4節	災害共済金等の対象となる損害
第5節	損害が発生した場合
第6節	特別会計等の手続き
第7節	平成28年熊本地震に係る見舞金の請求について
第8節	各所属の事務
第9章	職務発明
第1節	趣旨
第2節	職務発明の届出
第3節	職務発明認定後の手続
第4節	不服の申立て
第5節	職務発明審査会
第6節	各所属で行う事務
付録	条例・規則・訓令・通知・通達集

「公有財産事務の手引き」の第1章 総則、第2節 公有財産事務の概要は次のとおりである。

公有財産事務は、公有財産を維持保全し、運用する事務です。常に良好の状態で管理し、所有目的に応じて効率的に運用しなければなりません。

行政財産は、行政目的の遂行に最も適合するように、普通財産については、その経済価値を十分に発揮させ、間接的に行政の遂行にできるだけ寄与するように取得、管理又は処分させる必要があります。そのためには、明確な責任体制のもとに各機関で事務が分担処理されながらも、地方公共団体を通じて統一的・合理的に運用されなければなりません。

(2) 公有財産の管理体制

行政財産については、所掌する財産の事情に通じている財産管理分掌者²が、その取得及び管理に関する事務を行っている（熊本県公有財産取扱規則第3条、第7条～第8条ほか）。

一方、普通財産の管理・処分は、原則として総務部長が行っており（熊本県公有財産取扱規則第4条）、各部局などで、行政財産を用途廃止し又は普通財産を取得した場合は、登記、登録の手続きを終えて、総務部長に引き継ぐこととされている。ただし、特定の財産については、担当部局で管理又は処分を行うこととされている（熊本県公有財産取扱規則第9条）。

また「公有財産事務の手引き」では、財産管理分掌者の職務について次のとおり記載されている。

- (1) 公有財産の維持、保存に関すること。
 - ・ 善良な管理者として、その用途及び目的に応じ良好に維持すること。
 - ・ 不法占拠、不正使用等の不法行為の防止に関すること。
 - ・ 災害その他の事故による滅失又は損傷の防止及び応急措置に関すること。
- (2) 公有財産の効用増大化、効率的運用に関すること。
 - ・ 使用許可、貸付け等の適正な運用に関すること。
 - ・ 土地の高度利用及び未利用地の利活用に関すること。
- (3) 公有財産台帳、公有財産貸付台帳、行政財産使用許可台帳、借受財産台帳、工事記録簿、樹木記録簿等の整備、保管に関すること。
- (4) 公有財産に係る報告及び通知に関すること。
 - ① 公有財産の適正な取得、管理、処分に必要な、現況の的確な把握のために、増減異動の状況が、公有財産台帳に常に正確に明示されていなければなりません。

したがって、公有財産台帳等の記載内容に異動が生じたときは、公有財産管理システムにより速やかに、財産経営課長に報告しなければなりません。（規則 § 14 I）

² 知事部局に属する各部（公室）の長、会計管理者、教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長をいう。

(参考)【通⑤公有財産異動報告の入力について(令和4.4.27 財経第56号財産経営課長通知)】

② 事故の報告

公有財産に事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、総務部長(財産経営課長)に報告しなければなりません。(規則 § 14Ⅱ) 参考様式を通知しています。

(参考)【通⑤公有財産異動報告の入力について(令和4.4.27 財経第56号財産経営課長通知)】

③ 地区編入の報告

土地改良事業施行区域又は土地区画整理事業地区に編入されることになったときは、速やかに総務部長(財産経営課長)に報告しなければなりません。

④ 各種状況報告

総務部長は公有財産の事務の統一と適正を図るため、財産管理分掌者に対して公有財産についての報告を求めることがあります。

国有資産等所在市町村交付金の算定基礎とするため、毎年3月31日現在において所有する公有財産の使用許可・貸付状況調べを実施しています。

第3 監査の結果及び意見の集約（本文 16 ページ～200 ページ）

I. 固定資産台帳の整備運用状況について

1. 固定資産台帳の概要

固定資産台帳とは、地方公共団体が所有・管理するすべての固定資産（土地、建物や物品など）について、その取得から除却、売却に至るまで、個々の資産ごとに取得価額や耐用年数などのデータを網羅的に記録したものである。固定資産は、地方公共団体の財産の中で極めて大きな割合を占めており、地方公共団体の財務状況を把握するためには、固定資産の正確な情報が不可欠であり、「統一的な基準に基づく財務書類」では固定資産台帳の整備が必須とされている。財務書類のうち貸借対照表に計上されている有形固定資産の金額は、固定資産台帳の金額が根拠となっている。国道や河川といった国有財産のうち法令により県が管理する施設については、資産管理への活用を目的に、計上の対象（貸借対照表上の資産額からは除外）としている。一方で、取得価額が 100 万円未満の物品（机・イスなど）は対象外としている。固定資産台帳については、財務書類とともにホームページにて公開している。

2. 熊本県の固定資産台帳の公表内容について

熊本県では、統一的な基準に則り、固定資産台帳に以下の 15 項目の情報を開示している。

No.	項目名	概要
1	会計名称	一般会計、特別会計など
2	所有関係区分名称	自己資産、共有、リース資産、所有外資産など
3	資産負債区分名称	事業用資産（建物などの勘定科目も含む）、インフラ資産（同左）、無形固定資産など
4	部課名称	資産所管部課
5	資産名称	件名、施設名
6	用途	施設などの詳細な内容
7	所在地	住所
8	取得年月日	固定資産を取得した年月日
9	取得価額等	当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、当該資産の引取費用などの付随費用を含めて算定した金額
10	耐用年数	原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に従った年数
11	減価償却累計額	減価償却費の累計額

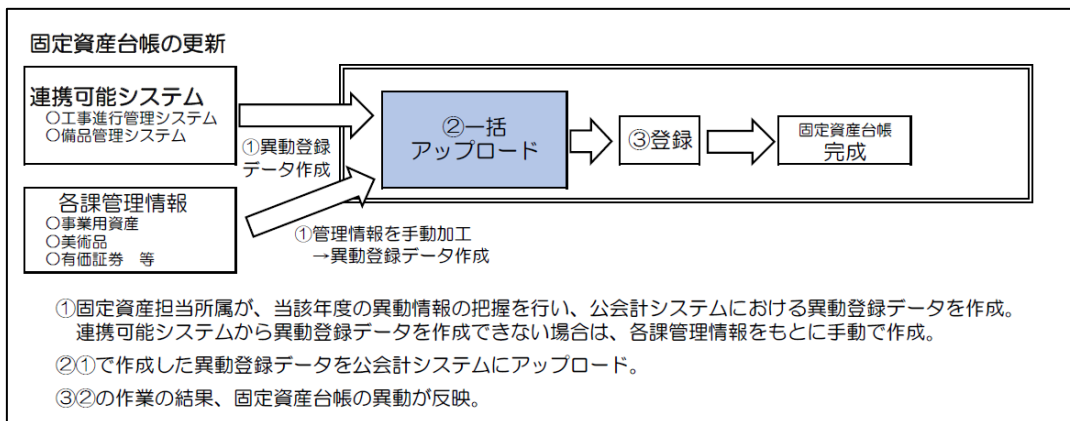
12	現在簿価	取得価額から減価償却累計額を控除した金額
13	数量（(延べ床)面積）	当該資産の面積や数量など
14	売却可能区分名称	通常資産、売却可能資産
15	財産区分名称	普通財産、行政財産

3. 開始時固定資産台帳の作成について

熊本県では、固定資産台帳を整備するため、平成30年3月に財政課が「開始時固定資産共通調査要領」を作成している。本要領は、統一的な基準に基づいて、開始時固定資産台帳を整備するための取り扱いについて定めたものであり、平成30年度の固定資産台帳を作成するための期首残高となる平成29年度末時点の固定資産を調査し、開始時簿価などを算定することを目的としている。

4. 固定資産台帳の更新について

固定資産台帳の更新について、熊本県では期末一括仕訳を採用している。期中においては、資産所管課で異動情報（新規、異動、処分など）を公有財産管理システムや工事進行管理システム、備品管理システムなどに入力し、期末にそれらの情報を公会計システムに連携・登録することで固定資産台帳を更新している。具体的な登録方法は以下のとおりである。



(出所：財政課作成資料)

(事業用資産：財産経営課)

各資産所管課が公有財産台帳に入力した情報（所在地、主管課、資産区分、数量、単位、耐用年数（建設仮勘定、単年度工事以外の建物）、取得日、異動日付、取得価額）について、財産経営課が公会計システムに入力。「付随費用」についても、建設仮勘定及び単年度工事計上の場合、財産経営課が各資産所管課へ照会を行った結果を公会計システムに入力。「会

計コード、耐用年数（建設仮勘定、工作物）」については、財産経営課で公会計システムに入力。

（インフラ資産：農林水産政策課、監理課）

各資産所管課が工事進行管理システムに事業単位ごとに資産か費用かの判別をし、情報（取得価額、付随費用、耐用年数など）を入力。当該システムから抽出したデータを農林水産政策課、監理課で公会計システムに取り込む。

（インフラ資産（警察本部工作物）：警察本部交通規制課）

交通規制課が管理する情報（取得価額、付随費用、耐用年数など）を基にデータを作成。作成したデータを財政課で公会計システムに取り込む。

（物品（美術館が所有する美術品以外）：管理調達課）

各資産所管課が備品管理システムに情報（取得価額、付随費用、耐用年数など）を入力。当該システムから抽出したデータを管理調達課で公会計システムに取り込む。

（物品（美術館が所有する美術品）：県立美術館）

県立美術館が管理する情報（取得価額、付随費用、耐用年数など）を基に県立美術館でデータを作成。作成したデータを県立美術館で公会計システムに取り込む。

（出資金・有価証券：会計課、財政課）

各資産所管課が公有財産台帳に入力した情報（取得価額、付随費用、耐用年数など）について、会計課が財政課に情報提供。また、財政課で各出資団体所管課に照会を行った結果を基に強制評価減となる金額を算出。令和4年度から運用開始となった新システムにおいては、出資金・有価証券の固定資産情報をシステムで管理できないため、令和3年度決算分から財政課において、エクセルで出資金・有価証券部分の固定資産台帳を更新予定である。

（とりまとめ：財政課）

- ・年度当初に各固定資産担当所属に更新作業依頼。各所属の作業進捗管理。
- ・各所属の入力作業完了後、財政課で減価償却処理（システムで一括処理）。
- ・財務書類と併せて固定資産台帳を県ホームページに公表。

II. 監査の結果の概要

各所管課に関する監査の結果、以下 55 件（指摘事項 45 件、意見 10 件）の事項について記載している。固定資産の所管部局ごとに結果を記載するが、必ずしも所管課＝指摘先とはなっていない。このような場合、報告書本文において所管課と指摘先を併記している。

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
II. 固定資産台帳の整備運用状況について				
8. 固定資産台帳の整備運用状況の検証				
(1) 所管部局：総務部				
1	<p>固定資産台帳作成におけるマニュアルの整備について</p> <p>現在、熊本県としては固定資産台帳の作成に関し、独自のマニュアルといえるものが作成されておらず、総務省が作成した「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（以下、手引き）」と平成 30 年 3 月に財政課が作成した「開始時固定資産共通調査要領（以下、要領）」に則っている。</p> <p>熊本県として、固定資産台帳作業マニュアルのようなものを作成しこれに基づき、各部課担当者が公有財産管理システムへ固定資産に関するデータを入力し、固定資産台帳の整備及び運用を行うことが望ましい。</p>		○	37
2	<p>記載項目の空白について</p> <p>固定資産台帳には財産区分名称（普通財産、行政財産）を記載するようになっているが、公有財産について 700 件ほど、空白となっていた。また、用途についても空白のものが 9,000 件ほど見受けられた。ほかにも所在地に 400 件、数量に 2,500 件程度が空白であった。</p> <p>記載すべき事項を改めて確認し、本来記載すべき箇所に漏れがないかについては、最低限確認する必要がある。あるいは、システムの仕様変更により、入力必須項目にする、エラーが出るなどの改善も有用と考えられる。</p>	○		38

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
3-①	<p>固定資産台帳の取得価額の誤りについて</p> <p>平成8年1月29日付けの完了報告書（8地共熊第42号2）及び賃貸借契約書を閲覧すると、本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅（本渡）の総工事費は642,540千円となっているが、公有財産台帳の取得当時の台帳価格としては所有権移転時の現在価格が登録されていたため、開始時の固定資産台帳の取得価額として所有権移転時の現在価格が計上されている。</p> <p>本件のように、投資元金の残金を一括償還したような例外的な物件については、調査の段階で担当者が気づいて取得価額を取得原価に修正すべきであった。</p>	○		41
3-②	<p>固定資産の取得年月日について</p> <p>地方職員共済組合熊本県支部が平成7年7月31日に本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅（本渡）を建設した後、平成7年12月6日に熊本県に賃貸している。また、賃貸借契約書に定める賃貸料の支払いが完了した平成13年7月3日に、賃貸借契約に基づき、本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅（本渡）が熊本県に無償譲渡され、所有権が移転している。固定資産台帳の取得年月日は地方職員共済組合熊本県支部が本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅（本渡）を竣工した平成7年7月31日となっているが、平成7年7月31日時点では熊本県になんら権利関係はなく、固定資産台帳の取得年月日とする論拠はない。</p> <p>当該取引は、所有権移転ファイナンス・リースに該当するものと判断する。</p> <p>その場合、固定資産の取得年月日は当該契約を締結した平成7年12月6日になるものと考えられる。ただし、本件取引スキームは職員住宅を建設する計画があった時点から決まっているものであり、一連の取引であると判断することもできることから、取得年月日を地方職員共済組合熊本県支部が建物を竣工した平成7年7月31</p>		○	41

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	日であるとするのも誤りではないと判断する。			
4-①	<p data-bbox="373 421 879 450">固定資産台帳の取得価額の誤りについて</p> <p data-bbox="373 517 1075 741">東町職員住宅2棟合計の総工事費が2棟それぞれの取得価額として計上されており、金額が二重計上となっている。これは開始時固定資産台帳を整備する際に、公有財産台帳で誤って登録された取得当時の台帳価格が反映されていたためである。</p> <p data-bbox="373 757 1075 880">本件のように、公有財産台帳上で誤謬訂正を行ったものについては調査の段階で担当者が気づいて修正すべきであった。</p>	○		44
4-②	<p data-bbox="373 902 767 931">固定資産の取得年月日について</p> <p data-bbox="373 999 1075 1223">固定資産台帳の取得年月日は地方職員共済組合熊本県支部が東町職員住宅を竣工した平成7年8月31日となっているが、平成7年8月31日時点では熊本県になんら権利関係はなく、固定資産台帳の取得年月日とする論拠はない。</p> <p data-bbox="373 1238 1075 1552">平成7年12月6日に締結した賃貸借契約では、東町職員住宅のすべてを熊本県が使用し、かつ総工事費と金利分を熊本県が負担する契約となっている。また、賃貸借契約の契約期間終了後、物件の所有権が借手である熊本県に無償で移転することが明記されていることから、当該取引は、所有権移転ファイナンス・リースに該当するものと判断する。</p> <p data-bbox="373 1568 1075 1646">その場合、固定資産の取得年月日は当該契約を締結した平成7年12月6日になるものと考えられる。</p>		○	44
5-①	<p data-bbox="373 1671 938 1700">固定資産台帳の取得価額の算定根拠について</p> <p data-bbox="373 1767 1075 1991">建物や土地においては付随費用が発生するケースが多く、公有財産台帳の台帳取得価格と固定資産台帳の取得価額には差が出るため、付随費用を加算して固定資産台帳に登録する必要があるが、根拠となる資料が適切に保管されていなかった。</p>	○		48

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従って、「固定資産台帳（建設勘定勘定又は単年度分）入力シート」を作成し、固定資産台帳の取得価額の根拠資料として保管すべきである。</p>			
5-②	<p>公有財産台帳の台帳取得価格と固定資産台帳の取得価額の差異の修正方法について</p> <p>財産所管課からのエクセルベースでの報告を基に、財産経営課担当者による手作業での修正を行っており、支出について会計システムとの一致確認なども行われていない。また、作業員以外のチェック機能も不十分であるため、今後も入力誤りや入力漏れなどが発生し、適切に固定資産台帳に取得価額が反映されない可能性がある。</p> <p>「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従い、財産経営課担当者が適切に作業しているかを上席者が再度チェックするなど作業の正確性を担保する手続きが必要である。また、支出については会計システムとの一致を確認する手続きが必要である。</p>	○		48
6-①	<p>固定資産台帳への二重登録について</p> <p>固定資産台帳には平成 30 年度及び令和元年度にそれぞれ当該物件が新規登録されており、固定資産台帳上は二重登録となっている。取得年月日は平成 31 年 3 月 4 日であり、公有財産台帳に登録してあるとおり、平成 30 年度の固定資産台帳の登録が正しく、令和元年度の固定資産台帳の登録は誤りである。</p> <p>財産経営課では、「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」を作成し、公有財産台帳の台帳価格に含まれない付随費用（設計委託料、監理委託料など）や公有財産台帳への登録が終わっていないものを固定資産台帳へ反映するための仕組みを構築している。</p> <p>当該要領に従い、公有財産台帳から固定資産台帳へ反映させる仕組みは問題ないものの、固定資産台帳への二</p>	○		55

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	重登録を防ぐため、公有財産台帳の異動報告から取得した明細を閲覧し、取得年月日が前年度以前になっているものはないかなどを確認するような手続きを組み込むべきである。			
6-②	<p>取得年月日について</p> <p>平成 30 年度の公有財産台帳では取得年月日は当該物件の引き渡しのあった平成 31 年 3 月 4 日となっているものの、固定資産台帳では年度の末日の平成 31 年 3 月 31 日となっている。</p> <p>固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に各課にて主査、副査によるダブルチェックの実施が有用である。</p>	○		55
6-③	<p>耐用年数について</p> <p>当該物件は固定資産台帳に二重登録されているが、同じ物件であるにもかかわらず耐用年数が異なっている。</p> <p>耐用年数の選択にあたっては明確な判断根拠を資料として残したうえで、主査、副査によるダブルチェックを行うなど、誤りを発見・防止する体制を整備することが有用である。</p>	○		55
(2) 所管部局：企画振興部				
7	<p>固定資産台帳の取得費について</p> <p>博物館ネットワークセンターに併設されている多目的広場北側の擁壁及び止水壁について、固定資産台帳を確認したところ、耐用年数は 30 年、「取得価格」、「減価償却累計額」、「現在簿価」はすべてゼロ円で計上されていた。</p> <p>所管課で作成したエクセル資料を基に、財産経営課において固定資産台帳への登録データに変換する過程で不備が生じたと考えられる。誤りなく計上するためには、所管課と財産経営課においてダブルチェックなどのエラーを発見する対策をとる必要がある。</p>	○		60

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
8	<p>取得価格がゼロの土地について</p> <p>当該土地についてはすでに売却済みとのことだった。一般的には、物件の情報全体を台帳から除去すべきところ、売却時に取得価格のみを減額したものである。</p> <p>各部署において除却・売却などの資産減少の原因となる処理を行った場合には、当該処理を年度ごとに一覧にまとめ、年度末に除却・売却などの処理の漏れが無いかを確認できる仕組みを熊本県として整えるべきである。</p>	○		61
(3) 所管部局：健康福祉部				
9	<p>固定資産の記載単位について</p> <p>固定資産台帳に計上されている「食肉衛生検査所改築工事」の用途は事務棟・検査棟・ポンプ室となっているが1つの固定資産として計上されている。</p> <p>現状のように公有財産管理システムのデータを利用して固定資産台帳を作成する場合、所管課が公有財産管理システムに登録する際には固定資産台帳に計上する基準で科目や金額を按分したものを入力する必要がある。</p>	○		63
(4) 所管部局：環境生活部				
10	<p>固定資産台帳記載事項の記載内容の不備について</p> <p>資産の内容は、携帯型アスベスト測定機器であるが、固定資産台帳における記載は、『資産名称』の欄には『その他(その他)』、『用途』の欄には『建材中アスベスト含有調査』と記載されているのみであり、具体性に欠ける内容となっている。『数量((延べ床)面積)』の項目は空白となっている。</p> <p>固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時の回議における各承認者による登録根拠資料との突合を徹底することや、固定資産台帳登録後に管理調達課とも連携して、登録内容の正確性の確認を実施することなどが有用である。</p>		○	65

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
11-①	<p>解体工事費用の取得原価への算入について</p> <p>一般の会計及び税務の慣行においては、本件のような既存資産の解体・撤去に要する費用は、新規取得する固定資産の取得価額には算入せず、一括で費用（損金）として処理する必要がある。</p> <p>しかしながら、本件建物取得にあたっては、工事代金に含まれる旧局舎の解体工事費用も建物取得価額に含めて固定資産台帳に登録されており、建物取得価額が過大となっている。</p> <p>解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられることから、設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することなどが再発防止のために有用と考えられる。</p>	○		69
11-②	<p>資産登録単位の誤りについて</p> <p>本件工事においては、局舎建物本体の工事のほか、空調設備、電気設備などの建物附属設備及びフェンス、防球ネットなどの工作物の取得に係る費用についても、局舎建物の取得価額に含めて一括で登録されている。</p> <p>しかしながら、これらはそれぞれが単独で現物と照合が可能で対応する価額を特定でき、かつそれぞれ耐用年数が異なり単独で取替更新を行う単位であると考えられることから、固定資産台帳上それぞれ区分して記載を行うことが適切である。</p> <p>『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』などの固定資産台帳登録に関するマニュアルについての理解度を高めるための研修の実施や、固定資産台帳登録の際に上長又は集計担当者以外の者によるダブルチェック体制を構築し、運用していくことなどが有用と考えられる。</p>	○		69

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
12	<p data-bbox="371 371 798 405">資本的支出と取得年月日について</p> <p data-bbox="371 465 1078 734">本件では、公有財産台帳上は資本的支出に該当する『模様替』ではなく、価格増減を行わない『修繕』として取り扱われているために、固定資産台帳についても適切な取得日情報が反映されなかったことが、固定資産台帳における取得年月日と実際の引渡日との差異発生の原因と考えられる。</p> <p data-bbox="371 752 1078 969">新規の工事が『模様替』に該当するか否かについては複雑な判断を要するため、当該判断に資するようなチェックリストやフローチャートを作成し、工事発生の都度これらを用いて公有財産台帳の登録を行うことが有用である。</p>	○		72
13-①	<p data-bbox="371 992 767 1025">設計委託料の重複計上について</p> <p data-bbox="371 1086 1078 1265">契約総額と取得価額との間に2,145,000円の差異が生じているが、これは、固定資産台帳登録時に設計業務委託契約金額を誤って二重に加算してしまったことによるものである。</p> <p data-bbox="371 1283 1078 1456">本件は単純なケアレスミスによる誤りであるが、今後同様の誤りを防止・発見するためには、台帳登録の際に上長又は集計担当者以外の者によるダブルチェック体制を構築し、運用していくことが有用と考えられる。</p>	○		75
13-②	<p data-bbox="371 1473 911 1507">解体工事費用の取得原価への算入について</p> <p data-bbox="371 1568 1078 1747">一般の会計及び税務の慣行においては、本件のように建物を建て替える場合であっても、既存建物の解体・撤去に要する費用は新規取得する建物の取得価額には算入せず、一括で費用（損金）として処理する必要がある。</p> <p data-bbox="371 1765 1078 1888">しかしながら、本件においては、誤って既存資産の解体工事費用である3,966,212円も新規取得資産の取得価額に含めて固定資産台帳への登録が行われている。</p> <p data-bbox="371 1906 1078 1986">解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用につい</p>	○		75

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	て明確に定義されていないことが原因であると考えられる。したがって、設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することが再発防止のために有用と考えられる。			
(5) 所管部局：商工労働部				
14	<p>備品の処理について</p> <p>「③電子計算組織／県立技術短期大学校 C棟2階CAD室」に含まれる、CAD／CAMソフトウェアについては、②のライセンスサーバにインストールした上で、各端末から使用できるように設定されるものであり、仮にほかのPCに取り換えたとしてもソフトウェア自体は交換後のPCでも利用できることから、PCの取得価格ではなく、全端末分をまとめて「ソフトウェア」として登録すべきものであったと考えられる。</p> <p>ソフトウェアの取得に際しては、取得時の明細及び業者からの仕様書などを基に、当該ソフトウェアがインストールされている物品と一体不可分な組み込みソフトウェアか、端末とは別にライセンスを購入して、端末を交換した場合でも使用できるかを判別できるようにし、これに基づき物品の取得価格に含めるのか、ソフトウェアとして計上すべきものかを判断できるようにする必要がある。</p>	○		79
15	<p>リース資産の処理について</p> <p>固定資産台帳上は、令和2年4月1日に取得したものとして、取得価額4,762,560円（支払総額と同額）耐用年数が5年として計上されているが、令和4年3月にリース期間経過後に、県の備品台帳に登録される際は、リース終了後に無償譲渡を受けるため、との理由で、令和4年4月1日に、新たに中古資産を取得した物として登録されている。</p> <p>固定資産台帳上の耐用年数と、備品管理台帳上の耐用</p>	○		81

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>年数が不一致となっており、その結果、帳簿間で期末時点の帳簿価額が不整合となっている。</p> <p>今回の案件では、リース契約上、リース終了後に該当物件が賃借人（熊本県）に譲渡される契約となっていることから、所有権移転リース取引に該当する。備品管理上は県の規定に基づき、リース終了後の無償譲渡として取り扱うとしても、固定資産台帳上は当初契約時点で物品を購入した場合に準じて取り扱うべきである。</p>			
16	<p>建設仮勘定の計上額について</p> <p>建設仮勘定として計上すべき支出額につき、何らかの裏付けも確認されることもなく、固定資産台帳に計上されている。また、誤って計上された建設仮勘定について、登録の基礎となるデータを作成した担当者以外の役職者、もしくは別の部署によるモニタリングが行われていない。</p> <p>改善策としてはまず、所管課における管理簿の作成とモニタリングが必要である。次に財産経営課によるモニタリングも有用と考えられる。</p>	○		83
17	<p>取得価格がゼロの土地について</p> <p>熊本県は所有していないにもかかわらず、固定資産台帳上、当該土地は取得価額等及び現在簿価がゼロ円となっている。</p> <p>本来、物件の情報全体を台帳から除去すべきところ、売却時に取得価格のみを減額したものである。</p> <p>各部署において除却・売却などの資産減少の原因となる処理を行った場合には、当該処理を年度ごとに一覧にまとめ、年度末に除却・売却などの処理の漏れが無いかを確認できる仕組みを整えるべきである。</p>	○		86
(6) 所管部局：観光戦略部				
18-①	<p>建物取得に伴う解体費用について</p> <p>一般の会計及び税務の慣行においては、本件のような</p>	○		87

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>既存資産の解体・撤去に要する費用は、新規取得する固定資産の取得価額には算入せず、一括で費用（損金）として処理する必要がある。</p> <p>しかしながら、本件建物取得にあたっては、工事代金に含まれる旧資産の解体工事費用も建物取得価額に含めて固定資産台帳に登録されており、建物取得価額が過大となっている。</p> <p>解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられることから、設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することが再発防止のために有用と考えられる。</p>			
18-②	<p>建物の記載単位について</p> <p>本件工事においては、校舎部分の建物部分の工事のほか、見学通路、安全フェンス及び電柱などの工作物の取得に係る費用についても校舎建物の取得価額に含めて一括で登録されている。</p> <p>しかしながら、これらはそれぞれが単独で現物と照合が可能で対応する価額を特定でき、かつそれぞれ耐用年数が異なり単独で取替更新を行う単位であると考えられることから、固定資産台帳上それぞれ区分して記載を行うことが適切である。</p> <p>『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き V固定資産台帳の記載単位』について改めて周知するとともに、公有財産台帳との整合性を確認することが有用と考えられる。</p>	○		87
19	<p>耐用年数について</p> <p>熊本産業展示場建物は鉄筋コンクリート造であることから、耐用年数分類表上の区分では50年（用途名称：陳列所・展示室、鉄筋コンクリート造）が適切と考えら</p>	○		89

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>れるが、固定資産台帳を確認したところ、当該資産の耐用年数については、鉄骨コンクリート造を前提とした38年で登録されていた。</p> <p>耐用年数の選択にあたっては明確な判断根拠を資料として残したうえで、上長などの第三者によるダブルチェックを行うなど、誤りを発見・防止する体制を整備することが有用である。</p>			
(7) 所管部局：農林水産部				
20	<p>再調達原価による資産の取得価格の算定について</p> <p>再調達原価に基づく取得価格の計算時に、オイルタンク施設の貯蔵容量単位を誤ったことから、取得価格が正しく算定されていない。本来m³単位で計算すべき事項に対し、l単位での数量を使用したことから、取得価格が1,000倍になって計算されている。</p> <p>現時点では再調達原価に基づき取得価額を決定する際の業務フローが確立されておらず、計算を担当した職員の計算結果がそのまま取得価額に反映されている。</p> <p>したがって、取得価額を再調達原価に基づき決定する際には、その内容をチェックした上で計上する業務フローとすべきである。</p>	○		90
21	<p>建設仮勘定からの振替における取得年月日について</p> <p>2019年2月に改修工事の契約を行い、同年8月までの期間を工事期間として工事を実施し、同年9月9日付で、工事実施業者より、「工事目的物引渡し申出書」を受領しているが、固定資産台帳上の取得年月日が2021年3月31日となっており、実際の取得日と比較して、約1年7か月の差異が生じていた。</p> <p>これにより、以下のとおり減価償却累計額の計算が、本来の金額よりも過少に計上されており、資産の簿価が同額過大に計上されている。</p> <p>建設仮勘定からの振替を年度末に一括して行う、という処理を取った場合、年度当初に工事、引渡が完了した</p>	○		94

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>物件と、年度末に工事、引渡が完了した物件も、同じように償却費が1か月分しか計上されないことになり、ほぼ1年分の償却費のずれが生じてしまうことになる。</p> <p>これを防止するためには、建設仮勘定からの振替については、財産経営課で登録した後に、所管課において取得日が正しく登録されているかを確認するように業務フローを見直す必要がある。</p> <p>ただし、当該資産に関しては、そもそも工事が完了した年度末ではなく、その次年度末で登録されていることから、所管課から財産経営課への振替報告が、工事完了の次年度（2020年度）にずれ込んでいたことが考えられる。所管課から、財産経営課への工事完了の報告についても遅れや漏れが生じないように留意する必要がある。</p>			
22	<p>インフラ資産に含まれる制御システムについて</p> <p>システムの更新には、制御装置、通信装置、水位計などの様々な機器備品及び、これらをコントロールするためのソフトウェアが含まれている。これらの機器及びソフトウェアは、通常5年～10年程度で耐用年数を迎えることが多く、ダム本体の耐用年数80年と比較すると短期間に更新することが見込まれる。</p> <p>したがって、ダム本体とは別個の資産として固定資産台帳上管理し、それに応じた耐用年数を設定して管理すべきものと考えられるが、台帳を確認したところ、これらのダム管理システムを別個に管理し、台帳に記載している形跡はなかった。</p> <p>本体工事と、これら制御に関する機器・システムなどは別の資産と考え、台帳上も別に管理することが、減価償却費の計算及び資産の帳簿価格の正確性を確保する点から必要である。</p>	○		96
23	<p>取得価格入力時の桁ずれについて</p> <p>当該資産について、取得当時の工事支出額と照合したところ、工事支出額が「29,085,000円」となっており、</p>	○		98

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>取得価額の 10 分の 1 となっていた。民有林直轄治山事業治山台帳（平成 23 年度に国から提出された）」では、竣功額が 290,850,000 円と記載されており、この治山台帳の金額に基づき、固定資産台帳にも当該金額で記載されていることが判明した。</p> <p>固定資産の取得価額を登録する際には、必ず「支出」の根拠資料に基づく必要がある。また、次の『「再調達原価による資産の取得価格の算定について」【指摘事項】』でも述べているとおり、取得価額の決定に際しては担当者任せにせず、登録の前に別の担当者もしくは役職者によって確認した上で処理するような業務フローを整えるべきである。</p>			
24	<p>過去に取得した資産の取得価額について</p> <p>取得価額の根拠とした「漁港台帳」の「漁港施設明細表」において、各物件の「価格」欄における「現在価格」を取得価額の根拠として使用していたものの、当該金額に過去の工事費用が二重に計上されている不具合があることに気づかず、そのまま固定資産台帳上の取得価額として採用した。</p> <p>前の『「再調達原価による資産の取得価格の算定について」【指摘事項】』と類似する状況である。</p> <p>当該資産は、取得年度が 1997 年度から 2007 年度であり、取得からある程度年度が経過したものではある。しかしながら別の帳票である「漁港台帳」の「漁港施設明細表」を基に取得価額を算定しているが、仮にこのような別帳票の価格を根拠とする場合であっても、何らかの形で当該価格を採用してもよいか、上席者が検証したうえで採用すべきである。</p>	○		101
(8) 所管部局：土木部				
25-①	<p>売却可能区分名称・財産区分名称の登録誤りについて</p> <p>「万日山」の土地について、売却可能区分は「売却可能資産」、財産区分は「普通財産」となっている。所管課</p>	○		104

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>に確認したところ、財産区分は「行政財産」であり、当該財産は現在都市公園として供用しており、売却可能な財産とは考えていないとのことだった。なお当該インフラ資産は、財産経営課から受け渡されたデータを基に、所管課である地域振興課に代わって土木部において作成されたとのことである。</p> <p>インフラ資産に関する固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、定期的に所管課及び庁内関係課におけるダブルチェックの実施が必要である。</p>			
25-②	<p>固定資産の名称について</p> <p>万日山は、「万日山緑地公園」として供用されているため、資産名称は「万日山緑地公園」とした方が固定資産台帳の利用者にとって有益と思われる。所在地についても地番などは明らかであるため固定資産台帳の正確性の観点からは地番まで記載することが望ましい。</p>		○	104
26	<p>売却可能区分名称の登録誤りについて</p> <p>インフラ資産であり、売却不能な行政財産に該当するため、売却可能区分名称は『売却不可資産』が適切であるが、誤って『売却可能資産』として登録されている。</p> <p>インフラ資産に関する固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に、所管課にて主査、副査によるダブルチェックの実施が必要である。</p>	○		107
27	<p>開始時固定資産台帳整備時の取得年月日について</p> <p>国道 266 号地域連携推進改築（立入防護柵その 1）工事について、工事進行管理システム上の完成年月日は 2017 年 8 月 31 日となっているが、固定資産台帳の取得年月日は 2017 年 4 月 1 日となっており、整合性がとれていない。</p> <p>完成日より前の日付を取得年月日とすることは理論的ではなく、所有権が移転した時点をもって登録すべきである。正しくは建設仮勘定で完成まで支出額を計上</p>	○		111

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	し、完成後に本勘定に振り替える必要があったと考える。			
28	<p>耐用年数について</p> <p>本件工事はコンクリート造であるダムの本体部分に係る工事ではなく、内部の電気通信設備工事であり、実際に 15 年程度で老朽化して更新を行っている実態を鑑みると、耐用年数は『耐用年数分類表』の「電気設備/その他もの」15 年などを参考に、実際の使用可能年数を見積もって決定することが妥当であるが、本件では別途資産登録されているダム本体の耐用年数に合わせて 80 年が採用されており、明らかに実態の使用可能期間と乖離した耐用年数となっている。</p> <p>固定資産台帳への登録元データが作成される「工事進行管理システム」について、同一事業箇所においても個別の工事ごとに耐用年数を設定できるような対応の検討、あるいは「進行管理システム」から出力された固定資産データについて、「公会計システム」に取り込む前に所管課にてデータの確認・修正を行う必要がある。</p>	○		112
29	<p>取得年月日と工事目的物引渡申出書の日付について</p> <p>当該工事の証憑書類を閲覧したところ、「工事目的物引渡申出書」(以下 引渡申出書)の日付が空欄となっていた。</p> <p>引渡申出書には 2019 年 3 月 29 日付けの受付印が押印してあるものの、固定資産台帳の取得年月日は 2019 年 3 月 31 日で登録してあった。</p> <p>チェック体制の不十分さが問題であり、固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に各課にて主査、副査によるダブルチェックの実施や、固定資産台帳登録後に監理課とも連携して、登録内容の正確性の確認を実施することなどが有用である。</p>	○		113
30	取得年月日について	○		115

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>一般の会計及び税務の慣行においては、固定資産の取得は工事などの目的物の引き渡しによる所有権の移転をもって計上し、事業の用に供した日より減価償却を開始することが求められているが、本件の資産については、実際の工事目的物の引渡日と固定資産台帳における取得年月日に乖離が生じている。</p> <p>固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に各課にて主査、副査によるダブルチェックの実施や、固定資産台帳登録後に財産経営課とも連携して、登録内容の正確性の確認を実施することなどが有用である。</p>			
(9) 所管部局：警察本部				
31	<p>固定資産台帳価格の登録について</p> <p>固定資産台帳の土地の取得価額等について、基礎となる資料（土地の評価証明書）と照合を実施したところ、土地は評価額で取得しているとのことであったが、金額に差異が発生していた。</p> <p>今後、以下の点について改善が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力後の基礎資料との整合性の確認 ・所管部署による登録内容の妥当性の確認 ・登録時の基礎資料の適切な保管 	○		117
32	<p>付随費用について</p> <p>ヘリコプター用のテレビシステムを購入したが、固定資産台帳上、カメラやモニターなどの装置そのものの金額を取得価額としており、設置費用、検査費用などの通常取得価額に加算すべき付随費用が含まれていなかった。なお業者からの請求書では内訳が分からず、購入した物品ごとの内容を把握するため、ヘリコプターテレビシステム用機器参考価格の作成を依頼し、これに基づき固定資産台帳に計上していた。</p> <p>機器参考価格の作成を依頼する際、付随費用まで含めたところで作成を依頼すべきであったと考えられる。そ</p>	○		119

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>の場合、付随費用として含めるべき項目を明確に業者に伝える必要があることにも留意しなければならない。</p>			
33	<p>300 万円未満の美術品について</p> <p>固定資産台帳に計上すべきではない 300 万円未満の美術品（警察本部に定置）が計上されていた。なお、当該 250 万円の書のほかに 100 万円の書も計上されていた。</p> <p>固定資産台帳上の美術品については 300 万円以上が対象であるが、導入時に財政課の誤った指示により、管理調達課において重要備品台帳の対象である 100 万円以上の基準で誤って計上されたとのことである。</p> <p>導入後しばらくして、この誤った運用は修正されたものの、今後も、固定資産台帳の基準を留意して計上することが望まれる。すでに誤って計上されている美術品については、早急に固定資産台帳から削除する必要がある。</p>	○		121
34	<p>出資金に関する資料の保管について</p> <p>出資に関する資料は紙面で残されているものの、過去の経緯が十分把握できる状態ではなかった。</p> <p>出資は 30 年前に行われていることから、現担当者は過去の経緯を把握しておらず、監査を受けるにあたって暴迫センターに確認を行う必要があったとのことであった。</p> <p>過去からファイリングされている資料は少なく、今回の監査に備えて確認したことで入手された資料もあった。今後、出資に関する資料については、以下のような対応が望まれる。</p> <p>① ハードファイルにファイリングし、永久保存すべき資料であることが分かるようにする。</p> <p>② ファイリングする資料についても、担当者が交替しても理解できるように、できるだけ詳細な経緯を記録した資料を集約して保管する必要がある。</p> <p>③ 出資証券については払戻の権利はないことから有</p>		○	124

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>価物ではないと考えられるが、出資の事実を証明する証憑であることから、現物は封筒に封印して保管し、ハードファイルにはコピーを保管するなどを検討する。</p>			
(10) 所管部局：教育委員会				
35	<p>資本的支出について</p> <p>熊本県立美術館は開館からかなりの歳月が経過しており、大規模改修が必要となったため、「熊本県立美術館保全計画策定」に基づき 2015 年度より大規模改修工事を行っている。</p> <p>大規模改修工事の場合には資本的支出となる部分もあると考えられるが、現状ではすべてを修繕費として取り扱っていると考えられる。「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によれば、取替更新のタイミングで建物本体と建物附属設備を分けて固定資産台帳に計上する必要がある。</p>	○		126
36-①	<p>固定資産台帳の作成方法について</p> <p>各学校では入札金額などの金額は把握していないため、施設課又は営繕課が各学校に建築物等引渡書を送付している。建築物等引渡書は公有財産管理システムに登録するために必要な情報となっており、固定資産台帳への計上単位での科目や金額となっていない。固定資産台帳は公有財産管理システムのデータを利用しているため結果として正確な固定資産台帳の作成ができていない。</p> <p>現状のように公有財産管理システムのデータを利用して固定資産台帳を作成する場合、施設課又は営繕課が各学校に固定資産台帳に計上する基準で科目や金額を按分したものを伝える必要がある。しかし、固定資産台帳に計上する科目は、細分化する必要があるため公有財産管理システムへの入力が増え、煩雑になってしまう。固定資産台帳の作成方法について県としての方針を検討する</p>	○		129

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	必要があると思われる。			
36-②	<p>公有財産管理システムのデータの利用方法について</p> <p>固定資産台帳は公有財産管理システムのデータを基に財産経営課で作成されることになるが、毎年度に公有財産管理システムのデータを取り込んで作成するのではなく、一度作成された固定資産台帳のデータを一件ごと修正を行い、データの更新を手作業で行っている。手作業での更新となるため、修正漏れなどが発生する可能性があり、本件も修正漏れの可能性がある。</p> <p>固定資産台帳の作成にあたり、公有財産管理システムのデータをどのように利用するかは県としての方針を検討する必要があると思われる。</p>	○		129
37	<p>固定資産台帳への二重計上について</p> <p>固定資産台帳は公有財産管理台帳のデータを取り込んで財産経営課が作成するが、年度が異なっており、担当者の変更もあったことから、計上済みであったことに気づかず、二重計上となったとのことである。</p> <p>公有財産管理台帳上の取得年月日を実際の取得年月日とした場合に二重計上を防ぐことが可能であったかは不明であるが、財産経営課から所管課にドラフトの確認の依頼などが必要であったと考えられる。また、取得年月日については実際の取得年月日とする必要がある。</p>	○		132
38	<p>取得価額等の算定における再調達原価について</p> <p>取得価額等について、所管課に確認したところ、現在の取得価額等は、財政課が作成した「開始時固定資産共通調査要領」における再調達原価となっていた。再調達原価は、平成30年4月から固定資産台帳を作成するために、取得当時の価格を把握できない資産等について便宜的に算定された価格となる。</p> <p>平成30年度以降に購入した固定資産の取得価額等については直接的な対価と付随費用で構成される必要が</p>	○		134

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>ある。</p> <p>現状のように公有財産管理システムのデータを利用して固定資産台帳を作成する場合、施設課又は営繕課が各学校に固定資産台帳に計上する基準で科目や金額を按分したものを伝える必要がある。しかし、固定資産台帳に計上する科目は、細分化する必要があるため公有財産管理システムへの入力が増雑になってしまう。固定資産台帳の作成方法について県としての方針を検討する必要があると思われる。</p>			
39	<p>重要備品の管理について</p> <p>重要備品について抜き取り確認をしたところ、当該物品について、物品管理シールが貼られていなかった。</p> <p>重要備品の購入の際には必ず貼り付けを行うよう購入担当者と管理者との連携を図り、定期点検の際に貼り忘れや剥がれたものがあれば、その都度貼るのなどの対応が必要である。</p>	○		137
40	<p>取得価額等がゼロ円のものについて</p> <p>固定資産台帳に同日の取得日に同一資産名で計上されている物品がある。当該物品のうち一方の資産には取得価額等の記載があるが、もう一方の資産の取得価額等はゼロ円となっている。当該物品について確認したところ、取得価額等がゼロ円のものについては計上不要であるとのことだった。</p> <p>このような登録方法になった原因を解明し、同様の事象が今後発生しないようにする必要がある。また、現時点で不要となっているデータについては削除する必要がある。</p>	○		138
Ⅲ. 平成 24 年度包括外部監査報告書の指摘事項に係る措置状況について				
3. 平成 24 年度包括外部監査報告書の指摘事項に係る措置状況の検証				
(2) 所管部局：企画振興部（平成 25 年 9 月 26 日公表分）				
41-①	<p>番号 9 I-2 公有財産の管理に係る事務について</p> <p>県立博物館構想について</p>	○		166

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>平成24年度の包括外部監査の指摘の内容は、約60,000㎡の土地の大部分が10年間も未利用状態にされていることは問題であり、売却も視野に入れた活用方針の検討を行うことである。担当課に確認したところ、平成25年9月には多目的広場として整備することが宇城市との協議により決定したとのことであり、その間に売却の検討は行っていないとのことだった。</p> <p>多目的広場は「集い、遊び、憩う」をコンセプトとしており、「熊本県総合博物館ネットワーク構想」に必須の施設とは考えられず、シナジー効果も大きいとは考えにくい。したがって県有財産の効果的な利活用を行うためには、売却と多目的広場としての利用による効用を比較衡量してより効用の高い方を選択するというプロセスを経る必要があったと考えられる。また、多目的広場の整備には国からの「地域の元気臨時交付金」の交付も行われているため、交付金の有効利用の観点からも当該未利用地の売却については検討を行う必要があったと考えられる。</p>			
41-②	<p>番号9 I-2 公有財産の管理に係る事務について 県立博物館構想について</p> <p>多目的広場は熊本県博物館ネットワークセンターとのシナジー効果が小さく、利用料金も僅少であるため有効利用されていない可能性がある。そのため、県有財産の効果的な利活用を行うためには、一度は売却と多目的広場としての利用による効用を比較衡量する必要があると思われる。</p>		○	166
(3) 所管部局：商工労働部（平成25年9月26日公表分）				
42	<p>番号17 I-2 公有財産の取得に係る事務について（第一次分譲地）</p> <p>(3) 土壌汚染に対する配慮について</p> <p>平成30年以降、関連用地に引き続き立地している全</p>		○	175

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>企業に対して改めて環境対策に対する啓発を行うとともに、産業廃棄物の収集業者については熊本市の定期的な検査、調査などの結果、産業廃棄物業の許可が問題なく承認されていることは確認している。</p> <p>単なる立地企業に対する呼びかけにとどまらず、環境対策がなされていることを確認するために定期的な実地調査を行うことが有用である。また、環境調査を受けた場合には、その結果を県に対しても提出するように要請し、指導内容が守られているかを確認することが望ましい。</p>			
(13) 所管部局：総務部（平成 30 年 1 月 5 日公表分）				
43	<p>番号 35 I - 2 公有財産の管理に係る事務について （2）未利用地の管理について</p> <p>現状、公有財産台帳では上記の貸付地も未利用地も一体の土地であるため、利用状況区分が「未利用」とはなっていない。そのため、未利用地として管理するためには公有財産台帳とは別の帳票で管理する必要があり、対応漏れが生じる可能性がある。そのため、公有財産台帳を 2 つに分けるなどして、未利用地部分については利用状況区分が「未利用」と分類できるように対応することが望ましい。</p>		○	189
(14) 所管部局：監査委員事務局				
44	<p>措置状況の公表の欠落について</p> <p>令和 4 年 9 月にホームページにて措置状況を確認しようとしたところ、リンク付けがうまくいっておらず、閲覧できない状態になっていた。また平成 30 年 1 月 5 日公表の措置状況については、項目そのものが欠けていた。熊本県ホームページが令和 2 年 12 月に更新された際、全庁的に更新作業を実施されており、その影響と考えられる。</p> <p>ホームページの更新に伴うもので監査委員として直接的な関与はないものの、措置状況の公表が適切にな</p>		○	193

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>されているかについて留意しなければならない。公表状況に問題がないか、定期的な確認が必要と考えられる。</p>			

また、上記の個別意見とは別に、統括意見として以下の2件を記載している。

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
IV. 統括意見				
45	<p>1. 付随費用について</p> <p>公有財産台帳の台帳取得価格は「調査費、補償費等の附帯費用を除く」と規定されている一方で、固定資産台帳の取得価額は「原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします」と規定されている。そのため、公有財産台帳から固定資産台帳に取り込む前に、公有財産台帳の台帳取得価格に含まれていない付随費用について財産経営課から財産所管課へ「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従って調査を依頼し、固定資産台帳の取得価額を決定する仕組みを構築している。</p> <p>この結果、相当な事務作業が発生しているうえに、個別の指摘事項・意見にもあるように付随費用の加算漏れも発生している。</p> <p>県として公有財産の台帳価格の取り扱いを検討し、付随費用も含めるよう「公有財産事務の手引き」を変更することが望ましい。なお、「公有財産事務の手引き」の変更にあたり、まずもって「熊本県公有財産取扱規則」の変更が必要となる。</p> <p>また解体工事費用の取り扱いについての誤りも多かったが、付随費用と同様に、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられる。設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することなどが再発防止のために有用と考えられる。</p>		○	194
46	<p>2. 耐用年数について</p> <p>公有財産台帳上の耐用年数に比べ、固定資産台帳上で</p>		○	197

No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
	<p>はかなり細分化されたものとなっているため、同一の固定資産であっても、公有財産台帳と固定資産台帳とでは当然に耐用年数が一致しないという現象が生じている。そのため、公有財産台帳に入力されている構造などに基づき、手元に基礎資料がない中、財産経営課担当者1名で設定し直しているのが現状である。</p> <p>公有財産台帳、固定資産台帳、いずれの耐用年数表も国が定めた基準であるものの、どちらかに統一することができれば、これも大幅な事務効率の改善に繋がるため、県として検討の余地があるものと思われる。</p>			